

建築主のみなさんへ

都市計画局都市景観部開発指導課

(市役所分庁舎 TEL 222-3558)

あなたの建築確認申請について、建築主事等から開発指導課に対し、

- ☐ 敷地の安全
- ☐ 都市計画法への適合性 について意見照会が行われますが、開発指導課では、
- ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法への適合性

回答をするために、照会事項に応じ、次の表の○印を付した図書が必要です。本状の下欄に御記入のうえ、本状とともに、それらの図書を開発指導課の各担当に提出してください。場合によっては、その他必要な図書の提出をお願いすることがあります。

これらの図書の提出がなければ、建築主事等への回答ができませんので、よろしくお願い致します。

なお、現地調査をしたうえ、建築主事等へ回答しますので、通常は必要書類の提出かつ建築主事等から意見照会があった日から2週間前後かかりますので、あらかじめ御了承ください。

必要図書 \ 照会事項	敷地の安全性	都市計画法への適合性	宅地造成及び特定盛土等規制法への適合性
☐ 1 位置図	○	○	○
☐ 2 現況写真(注1)	○	○	○
☐ 3 計画平面図(注2)	○	○	○
☐ 4 計画縦・横断面図(注3)	○	○	○
☐ 5 求積図	—	○	○
☐ 6 公図(注4)	—	○	—
☐ 7 土地登記全部事項証明書(注5)	—	○	—
☐ 8 その他指示する図書(残地誓約書等)	○	○	○

注1 現況写真は、現地の状況が分かるように複数方向から撮影し、撮影の位置、方向を示す図書を添付してください(当該地を赤線で囲んでください)。

2 擁壁等の構造物が記載されていれば、配置図でも可(区域を赤線で囲み、道路幅員を明記してください。)※裏面参照

3 既存建物及び計画建物の位置、現況の地盤高(隣接地の状況も含む。)及び計画地盤高を明記してください。区域を赤線で明示してください。※裏面参照

4 建築主事等からの意見照会日(以下「照会日」という。)前3箇月以内のもの。法務局備付け図面の写しに土地登記簿全部事項証明書・登記事項要約書をもとに、当該地及び隣接地の所有者名、町名、方位、作成日、作成者(記名)等を記入し、区域を赤線で囲んでください(仮換地の指定がされた区域については、仮換地指定図とします)。

5 建築物の敷地については、原本を提出してください。隣接地については、原本又は登記事項要約書(法務省オンライン申請のものを含む。)を提出してください(照会日前3箇月以内のもの)。同一人が一団の土地を所有し、その一部の開発を行う場合は、開発地は土地登記全部事項証明書、残地部及びその隣接地は登記事項要約書を提出してください。原本還付が必要な場合は、写しを提出し、原本を提示してください(土地区画整理事業区域内で、保留地を購入されたときは、保留地売渡し証明書も提出してください)。

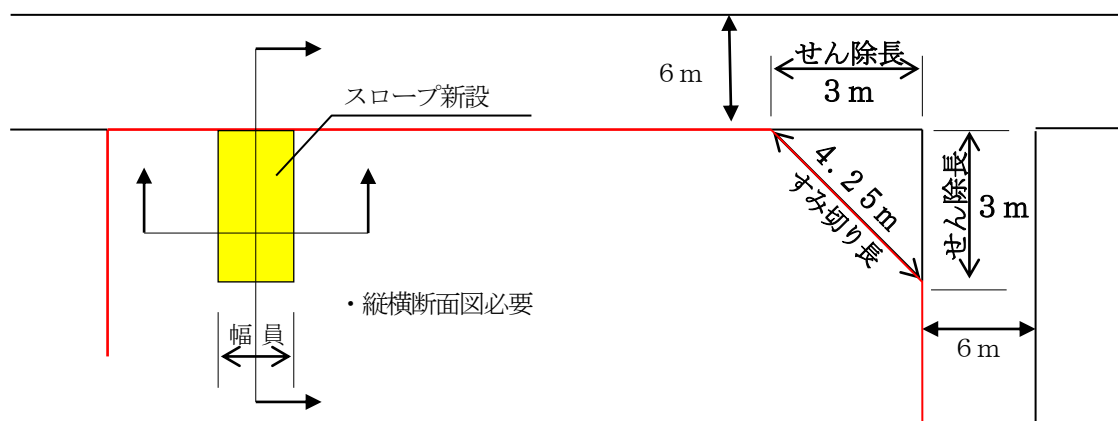
6 位置図、計画平面図、計画縦・横断面図、求積図等図面には必ず設計者が記名してください。

建築場所	区	
建築主	住所	
	氏名	TEL —
設計者	住所	
	氏名	TEL —
代理人	住所	
	氏名	TEL —

※平面図（計画建物配置図）作成時の留意点

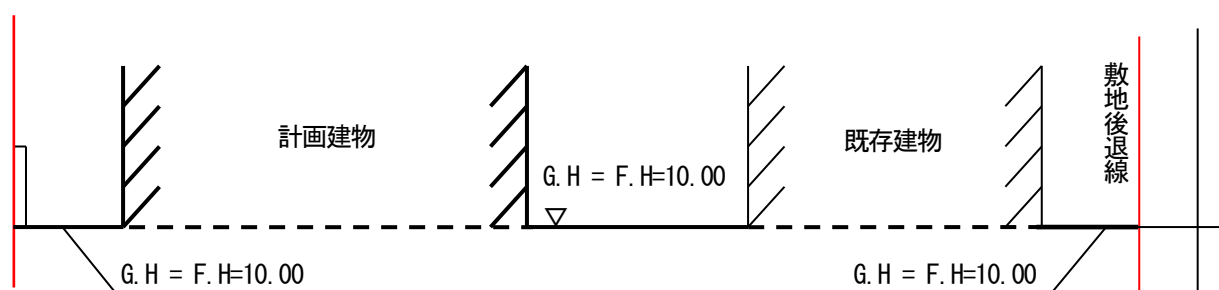
- ・ B. M.（基準点）の位置及び高さを表示し、併せて敷地四隅の高さを表示すること。
- ・ 盛土範囲は淡緑色、切土範囲は淡黄色で着色すること。

記載例 スロープ造成及びすみ切り整備がある場合



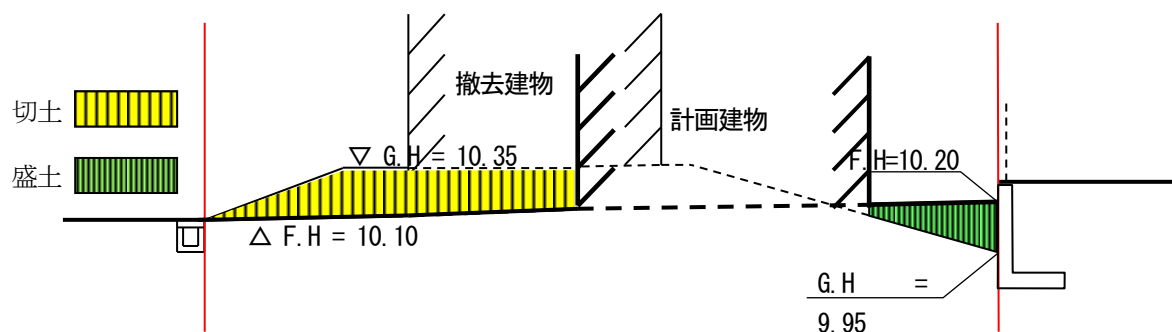
※敷地縦横断面図の記載例

(a) 形状の変更（切土及び盛土）がない場合



造成行為は一切ありません。

(b) 整地程度の形状の変更（切土及び盛土）がある場合



盛土及び切土高さは30cm以下である。

- ・ 縦横断面図については、各々最低2箇所以上作成すること。
- ・ 縦横断線の交差箇所（計画建物内となる箇所を除く。）及び計画建物に接する箇所の計画高を記入すること。
- ・ 現況地盤線は細線で表示し、計画地盤線は太線で表示すること。また、建物内については、破線で表示すること。
- ・ 塀、道路側溝等の構造物も表示すること。
- ・ 敷地境界線（建築基準法第42条第2項等の道路に接する敷地内で後退がある場合は後退後の線）は赤線で表示すること。
- ・ 盛土範囲は淡緑色、切土範囲は淡黄色で着色すること。（計画建物下は、着色不要）